

議 案 第 5 5 号

新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年9月3日提出

新居浜市長 石川 勝 行

新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例（昭和39年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「し尿等」を「し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）」に改める。

第2条の2を削る。

第3条を次のように改める。

（し尿等の搬入）

第3条 衛生センターにし尿等を搬入することができる者は、法第7条第1項及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により、市長の許可を受けた者とする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条を削る。

第6条の見出しを「（手数料の還付）」に改め、同条中「使用料は、返還しない」を「手数料は、還付しない」に改め、同条ただし書中「既納の使用料の」を「その」に、「返還する」を「還付する」に改め、同条を第8条とする。

第5条（見出しを含む。）中「使用料」を「手数料」に改め、同条を第7条とする。

第4条の見出しを「（手数料）」に改め、同条第1項中「衛生センターの使用料」を「し尿等の処分に係る手数料（以下「手数料」という。）」に改め、同条第2項中「使用料」を「手数料」に、「使用業者」を「搬入業者」に改め、同条を第6条とし、同条の前に次の2条を加える。

（搬入の許可）

第4条 衛生センターにし尿等を搬入しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

（搬入許可の取消し）

第5条 市長は、前条第1項の許可を受けた者（以下「搬入業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、又は搬入を中止させることができる。この場合において、搬入業者が損害を受けることがあっても、市長はその賠償の責めを負わない。

（1）偽りその他不正の手段により搬入の許可を受けたとき。

（2）この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

提案理由

地方税法の一部が改正され、地方税に係る延滞金の割合等が改められたことに伴い、延滞金に関する規定のほか、使用料の規定等について見直しを行うため、本案を提出する。